

市制施行50周年記念式典 ダンスステージ出演団体募集

担当 市政戦略課
☎046(252)7961
FAX 046(255)5090

市では、市制施行50周年の節目を市を挙げて祝い、歴史や文化、市民が築き上げてきた功績を振り返るとともに、市の施策およびシティブロモーションの更なる推進を図ることを目的に記念式典を開催します。

記念式典

- とき 11月3日(水) 午後1時30分～3時30分
- ところ ハーモニーホール座間大ホール

ダンスステージ

- 時間 5分程度

神奈川県後期高齢者医療 広域連合「第4次広域計画 (素案)」にご意見を

担当 医療課
☎046(252)7213
FAX 046(252)7043

後期高齢者医療制度は、原則75歳以上の方を対象とする医療保険制度です。県後期高齢者医療広域連合では、今回新たに令和4年度を始期とする「第4次広域計画(素案)」を作成し、皆さんからのご意見を募集します。被保険者の皆さんが安心して医療を受けられるよう、ご意見をお寄せください。

11月2日(火)まで
資料配布場所 市役所1階医療課、同広域連合(同広域連合ホームページ
(<https://www.union.kanagawa.jp/>)からダウンロード可)
※いずれも10月1日(金)から。

意見の提出方法

同広域連合または担当で配布する所定の用紙(同広域連合ホームページからダウンロード可)に住所、氏名、年齢を明記し、11

○募集期間 10月1日(金)

○意見提出できる方 など

- 曲目 自由(ジャンル不問)
- 対象 市内で活動するダンス団体1団体(20～30人程度)
- 申込方法 10月8日(金)までに市役所3階市政戦略窓口で配布する申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を明記し、直接担当へ
- 選考方法 書類審査 ※応募の状況により、面接審査を実施する場合があります。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、内容を変更する場合があります。※式典中は広報用の写真・動画の撮影を行います。



年金の扶養親族等申告書の提出をお忘れなく

担当 国保年金課
☎046(252)7035
FAX 046(252)7043

年齢や退職により支給される年金は、所得税などの課税対象となります(障害・遺族年金は非課税)。令和4年中の年金から引かれる所得税などを決定する「扶養親族等申告書」が、9月17日(金)から日本年金機構より順次対象者へ送付されるので、同封の返信用封筒に切手を貼り、期限内に提出してください。提出を忘れると控除が受けられない場合があるのでご注意ください。年金以外の収入がある方は、確定申告が

必要となる場合があります。○対象 1年間に受け取る年金額が「108万円以上で65歳未満」「158万円以上で65歳以上」または「老齢基礎年金と80万円以上の退職共済年金を受けている65歳以上」の方

提出期限

10月29日(金) ※詳しくは市ホームページをご覧ください。問い合わせ先へお問い合わせください。

○問い合わせ先 扶養親族等申告書お問

市制施行50周年記念式典 タイムカプセルの 開封にご協力を

担当 青少年課
☎046(253)8415
FAX 046(259)2163

市では、11月3日(水)に開催する「市制施行50周年記念式典」においてタイムカプセルの開封にご協力いただける方を募集します。

タイムカプセルは、平成13年の市制施行30周年を記念し、当時の小・中学生が自身や家族宛てに書いた「20年後に向けた夢のメッセージ(絵手紙)」を託したもので、開封後に本人などにお届けするため、市役所1階市民サロンで保管しているものです。

当時、絵手紙を書いた方で、同記念式典でタイムカプセルの開封にご協力いただける方は、担当へご連絡ください。

問い合わせダイヤル ☎0570(081)240

(受け付けは月曜日の午前8時30分～午後7時、火曜～金曜日の午前8時30分～午後5時15分、第2土曜日の午前9時30分～午後4時(祝・休日を除く)) ※050から始まる電話番号からは ☎03(6837)9932へ。

・厚木年金事務所お客様相談室 ☎046(223)7171(代表)

新型コロナウイルス 国民健康保険の傷病手当金の支給

担当 国保年金課
☎046(252)7672
FAX 046(252)7043

座間市国民健康保険に加入している被用者の方が新型コロナウイルスに感染した場合または発熱などの症状があり、感染が疑われる場合、その療養のため労務に服することができなかつた期間について、傷病手当金を支給します。

○支給対象期間 労務に服することができなくなつた日から起算し、3日を経過した日から労務に服することができない期間

○支給額 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×日数

※1日当たりの支給額は上限があります。

※給与収入の全部または一部を受け取ることができるときは、これを受け取ることができない期間は支給しません。また、受け取ることができるときは、規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給します。

○適用期間 令和2年1月1日から規則で定める日までの間で、療養のため労務に服することができない期間(入院が継続する場合などは健康保険と同様、最長1年6カ月まで)



開封を待つタイムカプセル

○対象 次のいずれにも該当する方
・平成13年当時、市内の小・中学校の児童・生徒で、夢のメッセージ(絵手紙)を書いた方
・11月3日(水)午後11時に開催する「市制施行50周年記念式典」に出席し、タイムカプセルの開封にご協力いただける方

○応募方法 9月30日(木)までに電話、ファクスまたは直接担当へ ※募集人数は5人程度。応募者多数の場合は、年齢や出身学区の偏りなどを勘案し、担当で決定し通知します。

